

特殊貨物船舶運送規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 液状化物質の水分測定及び運送許容水分値測定
- ② 手続根拠 : 特殊貨物船舶運送規則第17条
- ③ 手続対象者 : 測定を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 測定を受けようとする場合
- ⑤ 提出方法 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : 特殊貨物船舶運送規則第33条
- ⑦ 添付書類・部数 : 液状化物質の試料等
(最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)
- ⑧ 申請書様式 : 液状化物質運送許容水分値測定申請書(第3号様式)
液状化物質水分測定申請書(第4号様式)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 受付時間 : 提出先の地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 特殊貨物船舶運送規則
- ② 標準処理期間 : 30日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

第3号様式

液状化物質運送許容水分値測定申請書

殿
年 月 日

申請者の氏名又
は名称及び住所

印

特殊貨物船舶運送規則第17条第3項の規定により申請します。

液 状 化 物 質 の 種 類	
組 成 、 成 分 及 び 粒 度	
製 造 地	
製造者の氏名又は名称及び住所	
採 取 年 月 日	

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第4号様式

液状化物質水分測定申請書

殿
年 月 日

申請者の氏名又
は名称及び住所

印

特殊貨物船舶運送規則第17条第3項の規定により申請します。

液状化物質の種類	集 積 場 所	集積区分の名称	集積区分ごとの質量
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
積載予定船舶の船種及び船名		総 ト ン 数	積載予定年月日

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。